

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地 問題（プライス報告を含む）第一巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43856

昭
和
三
十
一
年



A' 30r. 4-1-2

机
秘

昭和三十一年七月十三日付電信写

重光外務大臣あて 在ワシントン谷大使発

沖繩問題の件

国務省係官は九日、(一)プライス報告の実施については沖繩及び日本の政治情勢の推移を慎重勘案し、且つ報告書の勧告を個別的に検討の上結論を出すこととなり、なお若干日時を要すること、(二)国防当局は一括払いに關しその政治的影響及び日本関係の大局より考慮しこれに柔軟性を加えることも可能ではないかと考え始めるに至つたこと及び(三)米政府は本件円満解決のため日本側よりも建設的意見が出ることを歓迎することを述べた趣であるが、十三日更に国務省を打診せるところ係官はプライス報告は一括払い方式を骨子とした勧告ではあるが、これがインプリメンティーションについては可なりの余地が残されているので出来得る限り現地及び

日本側の希望を織込みたい。殊に一括払い方式については現地の反対が果して関係者全員の意思なりやについては疑問の余地もあるが保償金の一括払いを受けても投資対象を有しない大部分の農民が毎年払いを希望するは充分理解するところであり、目下国防部が中心となり国務省と協議の上あらゆる角度から問題を検討中である旨内話した。右は冒頭往電と同趣旨であるが、国防部と直接事務折衝をなしおる係官よりの情報として御参考まで。

外務省

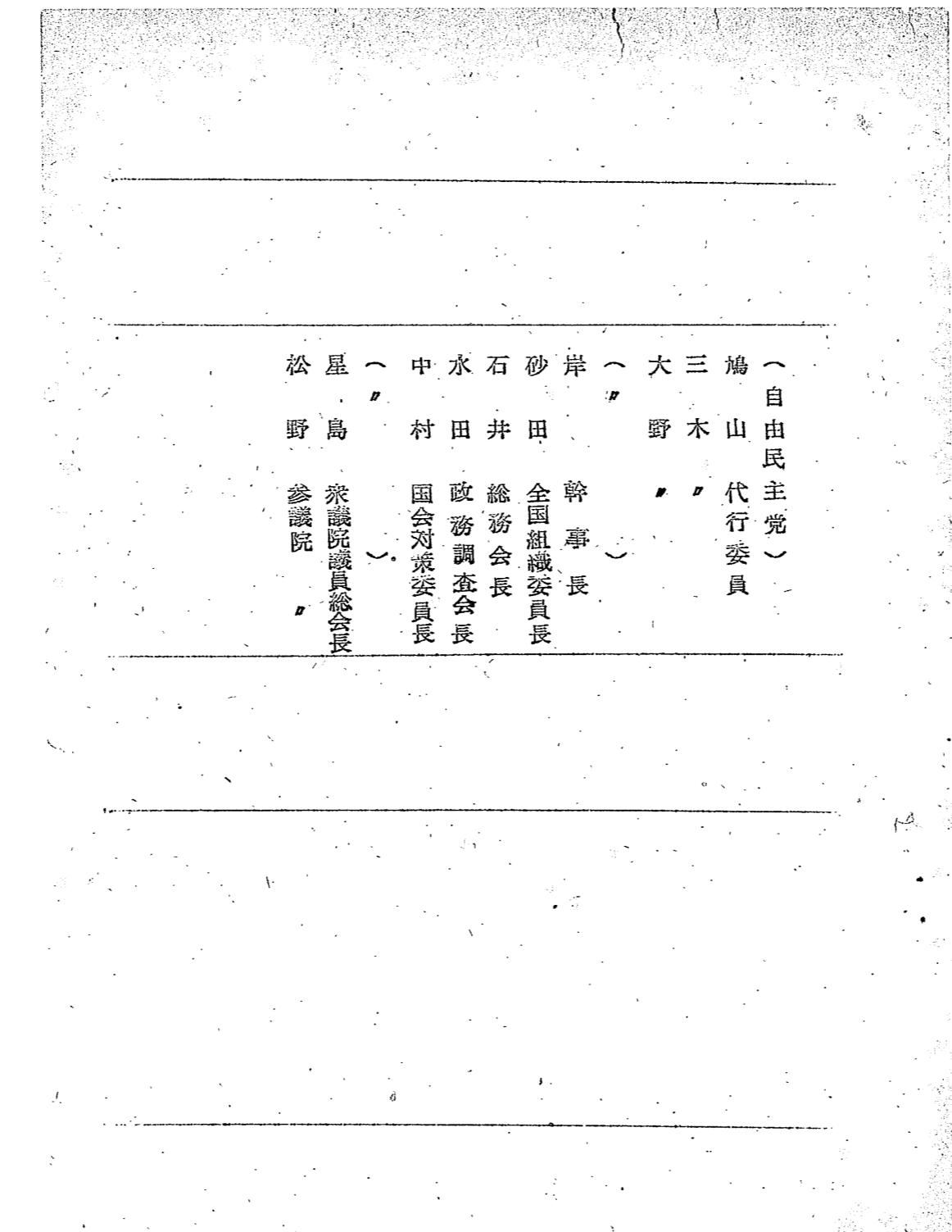
部	數	備	考
内閣總理大臣	（根本）	内閣官房長官	
各國務大臣			
牧野法務大臣	（津田）	秘書課長	
重光外務大臣	（石原）	官房長	
一萬田大藏大臣	（斎藤）	總務課長	
清瀬文部大臣	（谷垣）	官房長	
小林厚生大臣	（山内）	總務課長	
河野農林大臣	（朝倉）	官房長	
吉野橋通產大臣	（井上）	官房長	
村上運輸大臣	（内田）	官房長	
倉上郵政大臣	（淺野）	官房長	
労働大臣	（村上）	文書課長	
	（総務課長）		

文書配布先

昭和

三十一年九月廿日

馬	場	建設大臣
大	麻	國務大臣
正	力	北海道開拓廳長督
大	田	自治庁長官
船	田	防衛庁長官
高	琦	經濟企画廳長官
本	本	内閣官房長官
三	谷	侍從長
田	松	根
柴	田	官房長
大	麻	國務大臣秘書官
(佐久間)	(門叶)	(庶務課長)
(酒井)	(官房長)	(總務課長)



自民黨
島野
田井村
星松
鳩三
一大
砂石水
中岸
幹事長
全國組織委員長
總務會長
政務調查會長
国会對策委員長
衆議院議員總會長
參議院

八月二十日午後四時半
ハビ

A 3.0.0.7-1-2

American Embassy,
Tokyo,
August 22, 1956.

Dear Mr. Minister:

I have noted with a good deal of surprise press reports this morning attributing to the Minister of Justice comment with reference to a proposed conference on the Okinawa land issue, casting reflection on the manner in which General Lemnitzer has exercised his authority and expressing the opinion that this has led to anti-American feeling. The statements attributed to the Minister seem to reflect a misunderstanding of the basic facts and, particularly if propagated with the apparent authority of the Japanese Government, cannot help but have an adverse effect on relations between our two governments.

There follows the text of the letter addressed by General Lemnitzer to Chief Executive Higa, to which reference is apparently made in this morning's press reports:

"The Deputy Governor has informed me of the request in your letter to him of 20 July 1956, that I visit Okinawa for a conference regarding the land problem.

"Upon my return from the United States on 4 July 1956, I indicated that extensive studies must be undertaken on the basis of which broad policies for a constructive solution to the land problem can be developed. The studies to which I referred are now under way. When, as a result of these studies, concrete plans and policies have been developed, they will be discussed with you and other officials of the Government of the Ryukyu Islands. In this connection, I have been informed by the Deputy Governor that a number of constructive comments have already been received from responsible Ryukyuans. I trust this type of helpful cooperation will continue because it is only through such processes that an equitable final solution can be achieved.

His Excellency
Tatsunosuke Takasaki,
Acting Foreign Minister,
Ministry of Foreign Affairs.

- 2 -

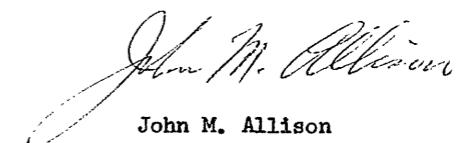
"In the meantime, I wish to assure you that we are seeking solutions in a spirit of sympathetic understanding and generosity and that in dealing with this problem the views and interest of the Ryukyu people will be fully taken into account. I shall, of course, be pleased to discuss these matters with you in due course.

"With regard to the participation in the Ryukyus by the Japanese Government in the development of solutions to the land problem, it is my understanding that the United States Government considers this to be a matter which should be settled directly and equitably between the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands and the Ryukyu landowners affected, with appropriate assistance on the part of the Government of the Ryukyu Islands."

As I am sure you understand, General Lemnitzer was acting in his capacity of Governor of the Ryukyu Islands in the exercise of the authority conferred on the United States by Article 3 of the Peace Treaty of April 28, 1952. I concur with all that is said in his letter and it would be conducive to a settlement satisfactory to all concerned if the Japanese Government could also make clear on appropriate occasions that the issue is one which should be settled between the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands and the Ryukyu landowners affected, with appropriate assistance on the part of the Government of the Ryukyu Islands.

The reflection on the manner in which General Lemnitzer has exercised his authority is unfortunate. I would suggest that anti-American feeling is created, not by the exercise of that authority, but by the circulation of misleading press reports.

Sincerely,


John M. Allison

アシア局長

アシア局長

文書

1938.02.21



沖繩問題 = 沖繩問題
牧野法相 言詰
昭三一、八、二ニ、アシア局
一九月二十二日付 デヤハン タイシス
は 沖繩
洞爺に向し 路地に於て 日琉米三者会談を
行うニエモ拒否ハレ 勉ニアト
下令官閣ノ
内閣に向し 政事交渉。個人 政治に干渉
は好ましくアリ。内閣に向りテ
外務省

モリ用ヒルヒルハセキ
二、右所商記ヲに向し マリソン半石はニ十二日
午後六時外相ハ琉球書翰を宣わセレ
琉球列島をマーチラ官署に於テ當初 沖繩住民
モ統治す取扱有ヌシハアク
は不思議の事也。又琉球ハ莫大キモカニシテナホ
モ指摘しホトコ。

四、右は約7.12.右の如きアリソニヨリ外務省

又曰此也。又曰汝毛自少而生。一月尚不落。
又曰汝毛自少而生。一月尚不落。

政
事
局
長
情報文化局長
Aug 23, 56
A'3. 0. o. 7-1128
There is no truth whatever in this morning's press reports to
the effect that either the American Embassy or General Lemnitzer, Far
East Commander and Governor of the Ryukyu Islands, informed the Japanese
Government that the United States was not opposed to conducting negotia-
tions on the Okinawan land issue through the Foreign Office. No
^{colonial channels}
inquiry was made by the Foreign Office on this question either to
the American Embassy or to the Far East Command, nor was any "clarifying"
statement made by General Lemnitzer or the Far East Command on this
matter. It is the view of the United States Government that this is
a matter which should be settled directly and equitably between the
United States Civil Administration of the Ryukyu Islands and the
Ryukyuan landowners affected, with appropriate assistance on the part
of the Government of the Ryukyu Islands. This of course does not
preclude informal discussions between the Japanese and American Govern-
ments on any matter of mutual interest to them, conducted in the spirit
of the close relationships between the two countries. (It is hoped that
this information will receive the same prominence in the public press
as the erroneous articles which have already been published.)

Horsley

To
Mr. Makino
Minister of Justice

A'3. 0. o. 7-1128
American Embassy,
Tokyo, Japan,
August 28, 1956

Dear Mr. Minister:
Thank you very much for your letter of August 27, 1956,
in which you forward the comments of Mr. Makino, the Minister
of Justice, on the press reports which I had brought to your
attention in my letter of August 22.

As you request, I have sent a copy of your letter to
General Lemnitzer.

Sincerely yours,

John M. Allison

His Excellency
Tatsunosuke Takasaki,
Acting Foreign Minister,
Tokyo.

アジア局
81. 8. 29
局長印

A'3.0.0.7-1-2

歐局長

歐長

第一課長

大木

衆議院外務委員會報告書

紳縫問題公聽會件
昭三、八、三〇

歐米一課

一月三十日午後一時半下約一時向紳縫土地問題開會參考人紳縫人民黨瀋長書記長陳述及同參考人政府委員(甲)P.J.アラム長(付)有會議進行狀。單旨左通。

其事由單

外務省

一、瀋長參考人は最近伊江島に起る米軍人
士の土地競争事件を中心として本件土地問題について
有る現地米民政府当局の認識が不十分であると
説明した。(別添資料甲参照)

二、次に社会党委員(穂積田中細道諸氏)
(1) 本件解決の計画 外務省専門官の了悟書

外務省

(2) 外務當局は米大使館にて本件は冷却期間

おれば米側の希望通り綿々と解決する旨報せられた
通

由來の如きである。

(3) 沖縄は所謂琉球憲章第35条以上)外
交権を有せし故に立法院の決議等も米民政府

「握つぱり」日本政府は~~通~~達^ハスル^シ二

莫是正措置を主張

外務省

華^ハ貿^ト回^ト、二^ト付^ト、中^ト川^ト而^ト長^トア

(1) 外務省は(1)所謂「四原則」^ハハ「^トハ」沖縄島

民^ハ一致^トの意思^ハ信^トすが、二^トモ實現^ト了^ス思^トの

方策^ハつ^トは東^ト沖縄島民^ハ部^ハ「^トモ意見^ト分^ス

少^ト物^ト觀察^トする^ト。目下^ハ東^ト琉^ト地^ト代表

人^ハ協議^ト前^ト段階^トアリ

(2) 米側^ハ計^ト外務省より冷却期向^ト本^ト様^ト下唆^ス

外務省

支那事變

(3) 沖繩外支權の存へる島民の意思。立法院は決議案付今詳細の外交手続以外の方法。日本政府

通報不外^レ了。

四月廿六日

三、自民黨伊藤善蔵上り本件土地問題のつゝは

日本政府、元民士モ超党派の解決方努力す。外務省

院

「決議」あり。沖繩の該問題調査団を派遣等を

考慮する。今後共々野党向ふ隨時協議の計

策を樹立。六月九發言予。

四、農務省農業開拓課上り

(1) 来極東軍司令部、移転。日本政府は直接米軍当局と折衝するに失ひ可らず。本件解決の支障となる可懼耳。

(2) 最近米軍現地當局、^{ラジス}勸告の件^{ヒト}

地接収毛毛不足^{ハシタ}の情報有り、真相如何。

地質向^{ヒテ}行^{ハシタ}。

(1) 一二二年中^{ハシタ}馬長下^{ハシタ}、司令部移転^{ハシタ}直接米

軍事局^{ハシタ}訴^{ハシタ}の事^{ハシタ}、萬事^{ハシタ}等若干の不便

否不得^{ハシタ}。在京米大使館^{ハシタ}通^{ハシタ}十令^{ハシタ}詔

合体出来^{ハシタ}と答^{ハシタ}。

外務省

(2) ハツメ、續長參考人上^{ハシタ}、^{ラジス}勸告の件^{ヒト}

越冬接収の想^{ハシタ}に^{ハシタ}ある。最近紛糾側^{ハシタ}出^{ハシタ}去^{ハシタ}

所謂^{ハシタ}ハニツ^{ハシタ}一書簡^{ハシタ}本件^{ハシタ}日本政府^{ハシタ}除外^{ハシタ}。

米軍之紛糾^{ハシタ}内^{ハシタ}協議^{ハシタ}不^{ハシタ}能^{ハシタ}。

其^{ハシタ}場合^{ハシタ}米軍^{ハシタ}壓迫^{ハシタ}、^{ラジス}勸告^{ヒト}以上^{ハシタ}接^{ハシタ}

收^{ハシタ}行^{ハシタ}可能性^{ハシタ}大^{ハシタ}。現^{ハシタ}一部地域^{ハシタ}有^{ハシタ}。

勸告^{ハシタ}無^{ハシタ}、^{ラジス}接^{ハシタ}實^{ハシタ}、^{ラジス}私有地^{ハシタ}

外務省

“米側の松吉打込心事の了承を了す現地にて

二中等、松吉撤去運動を開始した。昨日電報。

其入云と述べ云。

五、國田奉貞より、重申して、左の陳述を明示する所。

本件解決後、沖縄当局は、従事者に日本鳥民毛

見殺可不^可能。日本政府が、有^志志^意介入し、解決を

許さざる意思を明確に示す所^ニと述べ云。

外務省

中川局長付の御諭、日本政府の方針を努力一氣に
外務当局とも在京米大使館を通じて隨時現地
の實情を説明し、善処方を要請され、今後とも努力を
継ぐべし。答申の用意を草次。

亦、草紙本日潤長參事人、証言を行ふ予定。
前記並次参考人(沖縄社会大堂委員)は、都合

“上り次席一大。

外務省

京
都
府
会

決
議

A'3.0.9 D-1-2

三六一京都府議會
議題摘要
同上
（本件）

沖縄土地問題の早期解決に関する決議

沖縄の土地問題は全国民の世論と民族独立の大原則の上に立つて解決されるべきである。

しかるにブライス勧告を契機として米国政府が表明した沖縄基地に対する政策は、一括払による無期限使用権設定反対と接收地拡張反対の要求を無視し、直接沖縄八十万同胞の生存権をおびやかすものであり誠に憂慮に堪えない処である。

よつて政府はこの際世論に従い沖縄島民の叫ぶ要望貫徹運動を強力に支持し、日米両国の善意と協力関係の上に立つて本問題の早期解決を図り、沖縄全島の早期復帰に積極的な努力を払われるよう強く要望する。

右決議する。

昭和三十一年九月十九日

政務局長千葉龍

龍

京

都

府

議



電信写

A 130 0.7-12

昭和三三一七七三 暗 ワシントン 二月一日一二四〇発米

本省 二日〇八一五着 一

藤山大臣

朝海大使

記帖了

(沖縄問題に關するロバートソンの内話に關する件)

往電第二三五号に關し

三十一日他用をもつてロバートソンと会談の際本使より本問題に軽く言及したところ、ロは自下國防省とも連絡の上沖縄問題に關する *modus vivendi* (何を意味するか明らかでないが、機微なので追求は避けた) を研究中である、もつとも自身は医師に静養を命ぜられ二遍間程度引籠るので、暫くは研究は進められないとと思うと述べていた。御参考まで。

配布先 大臣、次官、官房長、軍、米、情各局長、米參、陸、米一

外務省

電信写

A 130 0.7-12

昭和三三一五四〇 暗 ワシントン 一月二八日一二四〇発米

本省 二九日〇七〇二着 一

朝海大使

記帖了

(沖縄問題に關するロバートソンの内話に關する件)

第二三五号(館長符号扱)

、二十七日会合にてロバートソンと同席した懇親会に、本使より沖縄の事態を放置することは日米友好關係のため遺憾なことといふべく、單に軍事的考慮でなく、國務省がこの問題に大局的考慮を与えることが望ましきにあらずやと述べたところ、「ロ」は單に米国は現在の極東における事態が統く限り、如何なることあるも沖縄を絶対撤退せずとのみ答えたので、本使より日本政府がこの点を問題にしおるものにあらざることは昨年の岸総理訪米によりても明らかにされたとおりで、問題は日米の一一致

外務省

(第三三五号の二)

電信写

した意見の枠内にて如何に懸念を措置して行くかにある。例えば(1)国旗掲揚問題(2)地代一括払問題(3)不用の土地を整理して農民に返還してやる問題等措置の要あるべく、また(4)狭い土地にゴルフ・コースを三つも保有しているごとき、軍の士気と厚生に关心を有する軍当局としては当然のことなるべきも、政治的には賢明なやり方といい得ず、これらの問題を日米にて詰合ふには案外穏かな態度で、沖縄占領以来米国は同島に対し相当の経済的支援を行つてきただが、問題は経済的にのみは解決できず、心理的なものを含むことがわかつた。この問題で日米間に詰合うことが適當かも知れないと述べていた。

二 本件会談は宴会の席上行われたものであり、またこの問題をまず話出したのは本使である関係もあり、「ロ」の話がどの程度國務省の意向を反映するか必ずしも明らかでないが、同人は個

(第二三五号の三)

電信写

人的意見をあまりいわざる人柄でもあり、沖縄における選挙以来、國務省に沖縄の事態を放置することは面白からずとの空気ができているのではないかと思われる。

國務省の動き更に報告すべきも右とりあえず。

(丁)

配布先 大臣、次官、官房長、重、米、情密局長、米參、重一、米一

外務省

A 3.0.0.7-12

米国領土の諸範疇について（未定稿）
附、沖繩の米国法上の地位について
(昭和三三、三、一)
(アメリカ局第一課)

一、米国の「領土」（注一）の種類

アメリカ合衆国の領地には次の諸種類がある。

イ、連邦議会の明示の宣言により、又は一連の立法によつて連邦に正式に編入された地域（incorporated territories）で、合衆国の一部（a part）であるもの。

一四八州、アラスカ、（ハワイはこれに属するといふのが通説である。

アラスカ及びハワイの両方を "organized territories" と称するこ

ともある（World Almanac, 1955）

ロ、連邦未編入の領地（unincorporated territories）で、「財産」として合衆国に属する（belong to）ものである。所謂 U.S. Possessions に当るものと思われる。

一ポルト・リコ、ヴァージン・アイランズ、独立前のフエリツビン、グアム、パナマ運河地帶

(1) 統治の基本法の設けられている地域（organized unincorporated territories）。——（注二）ポルトリコ、ヴァージン諸島

(2) 基本法も設けられていない地域（unorganized unincorporated territories）——サモア、運河地帶

ハ、信託統治地域——領土権者については国連主権説、施政権者主権説、住民主権説等あり、確定し難い。

ニ、グアノ諸島——ミドウェー、ウエーク島等の諸島。一八五

六年の「グアノ島法」によつて米国市民の発見した無人島でグアノ資源を有する諸島は米国の領土となることを決定している。

(注一)

米国が領土を取得する権限は、憲法上は "war and treaty powers" に基き、又、取得した領域を支配する権能は憲法第一条第八節第十七項及び第四条第三節第二項に基づくものである。

(vide: The American Federal Government by Ferguson and McHenry, 1953)

(注二)

この場合、通常、何等かの住民の議会が設けられる。

二、米国憲法の適用の有無

イ、前記の連邦に編入された地域」は憲法上の諸権利、(所謂 fundamental right, 一生命、自由、財産に対する権利及び formal rights

一手続上の権利、例えば陪審による裁判を受ける権利、官選弁護士雇傭の権利等を指す)、は全面的に適用され、国内法も特に除外されない限り適用される。従つて

- (1) 憲法に言う "United States" とはすべて編入された地域のみを言い未編入の地域は含まれない(従つてアメリカ市民権取得の際の属地主義や、課税の画一性等はすべて編入地域についてのみ適用される)。
- (2) 憲法に規定される前記の "fundamental" 及び "formal" な権利は編入地域においては全面的に保障されており、未編入地域においては fundamental な権利のみ保障されている。
- (3) 編入地域は「州」への昇格の準備段階にあるが、未編入地域はかかることはない。

三、地域別説明（附属別表参照）

イ、アラスカー一八六七年ロシアより購入。直ちに連邦に incorporateされた。次ぎに一八八四年基本法が制定された。（*World Almanac*によれば一九一二年八月二十四日 *Organized Territory*となつたと述べられている）住民は合衆国市民である。

大統領の任命する知事（*Governor*）によつて統治される。

ロ、ハワイ一八九八年併合。一九〇〇年六月十四日 *Organic Act*により連邦に編入されそれと同時に住民は一部東洋人を除き合衆国市民となつた。

大統領が 住民（*resident*）の内から任命する知事（*Governor*）によつて統治される。

ハ、ポルトリコ一八九八年スペインより割譲。一九〇〇年の

*Foraker Act*が基本法となつてゐる。更に一九一七年の *Organic Act of Puerto Rico—March 2, 1917 (Jones Act)*によつて自治権を拡大、且つ住民は合衆国市民とされた。（併し連邦最高裁の判決によればポルトリコは連邦に編入されていないとみられる）。一九五一年三月三日ポルトリコ憲法が制定され「ポルトリコ連邦」・（*Commonwealth of Puerto Rico*）が誕生した。併し前記の如く合衆国に編入されていない領土である（*free common wealth associated with the U.S.* と称される）。

ニ、ヴァージン諸島一九一七年デンマークより購入。連邦未編入。一九二七年、一九三一年の法律及び一九三六年の *Organic Act*等の基本法がある。

通常、大統領が非住民の間より知事（*Governor*）を任命する。

ホ、アメリカン・サモア島——一九二九年米国連邦議会が米国領土たることを承認した。連邦に未編入で基本法なし。

海軍が行政を行つてゐる。

ハ、グアム——連邦未編入。併し一九五〇年の基本法あり。住民の大半は合衆国市民。

ト、パナマ運河地帯——一九〇四年パナマ國よりの租借地。（租借地代、年四三万ドル）

連邦未編入、基本法もなし。住民も当然には合衆国市民権はない。

チ、グアノ諸島

一八五六年の Guano Act of 1956 によつてグアノ（鳥糞）資源のある無人島を米国人が発見した場合は、大統領はこれを合衆国に

属すると見做すこととなつた。

但しこれらの諸島に対する米国のタイトルは他國と紛争中（英國、コロンビア）のものもあるが、就中、ミドウエー、ウエーキ、キングマンリーフ、ジョン斯顿（以上海軍省所管）ハウランド、ベーカー、ジャーヴィス島（以上内務省所管）の七島に対する米国のタイトルはかなりはつきりしてゐるといわれる。

リ、太平洋信任統治地域（Trust Territory）

一九四六年国連信託統治地域（戦略地域）となつた。内務省主管、（High Commissioner）が任命されてゐる。連邦議会はこれら諸島に關し立法を行ひうる。

一般に信託統治地域の領土権者については前記の通り定説がない。

四 沖繩、小笠原諸島

対日平和条約第三条によつて、合衆国はこの地域が信任統治地とされる迄、これらの諸島の領域及び住民に對して、行政、立法及び司法上の権力の一部及び全部を行使する権利を有するが、領土権は有しない。日本が潛在主権を有することは周知の通りである)

従つて沖繩は米國の possession たる status をも持つておひなとものとみられてしむ。(注)

Sedgwick W. Green "Okinawa apparently continues to lack possession status, and, a ~~territory~~, to be foreign and not within the jurisdiction of the United States."¹¹ (Applicability of American Laws to Overseas Areas Controlled by the United States, Harvard Law Review, Vol 68, Number 5 P.802)

併し対日平和条約は米国国内法と同一の効力を有するので、条約の規定に基き沖繩等に関する米国の連邦議会が立法することは妨げなく(注)、これに基いて、米国議会は別添の通り立法を企図したが、成立迄に至らず、暫定措置として大統領令が施行されてしまふ。

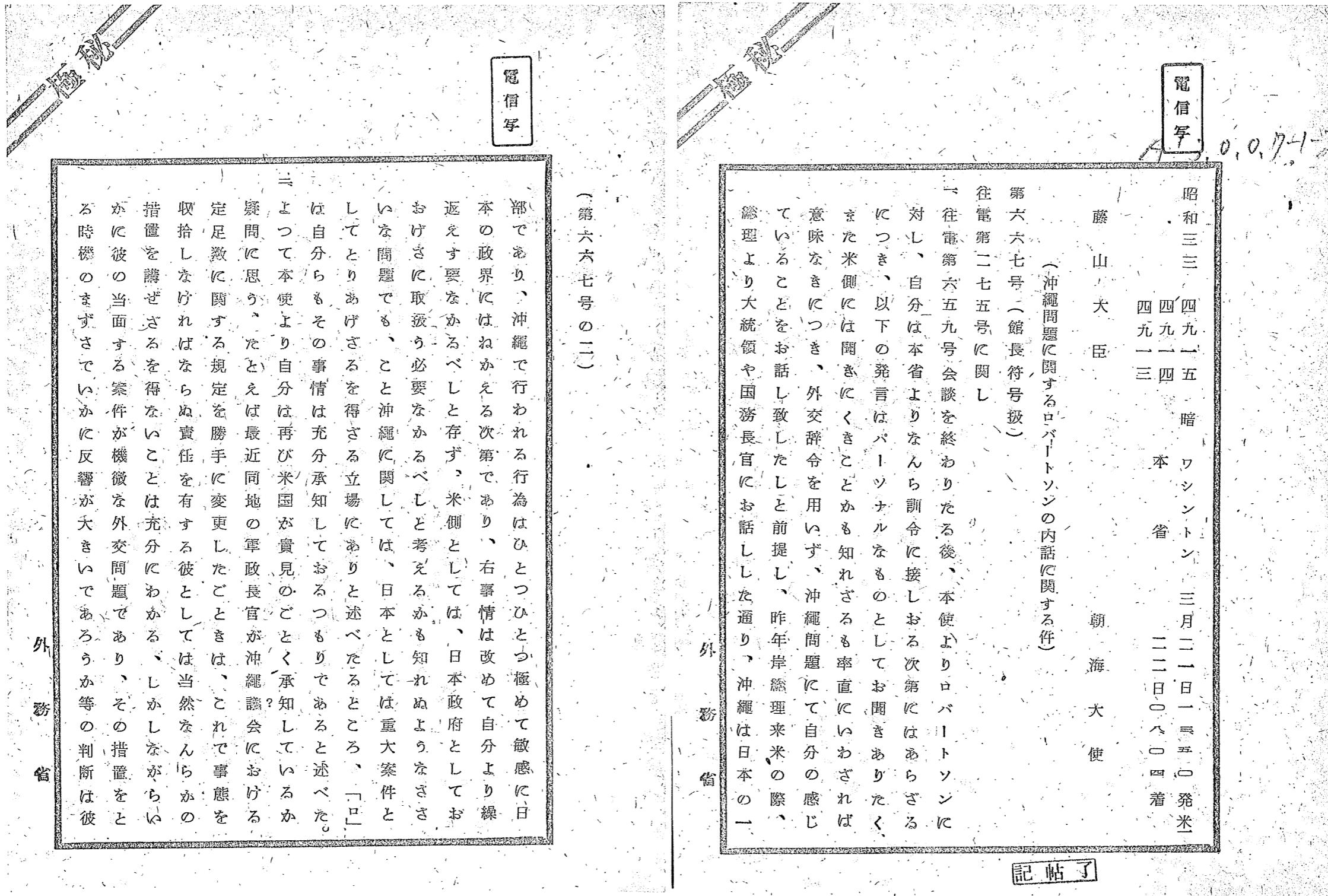
(大統領が、沖繩に関する立法、司法、行政の三権を行使する根拠については、大統領の条約締結権及び条約実施の権利に基くものとも考えられ、而して沖繩の場合は三権分立以前の状態にありこれをまとめて Administration を米国大統領が行つてゐるともみられる。)

(注) 一九〇一年の米国最高裁判所判決 (Insular Cases)

Of the above only the District of Columbia, Alaska and Hawaii are regarded technically as "territories." The others that have not been granted statehood are held as "possessions," it having been decided by the United States Supreme Court in 1901, in the "Insular Cases," that Congress can create appropriate forms of government in regions outside the states and legislate differently for such possessions.

Encyclopedia Americana, 1954

但し、この點は、必ずしも法律的に明瞭な訳ではなく、琉球大学教授新城利彦氏も（「沖繩統治の機構と機能」国際法外交雑誌、第五十六巻第四五年合併）「沖繩に関する施政の責任は、大統領の権威の下に国防長官が有しているが、かつ、どうして国防長官が管轄権をもつて至つたかは明確にされてゐない」と述べている。



(第六六七号の三)

に期待し得べくもない、事実この長官がかんたんにワントロイクで問題を解決せんとしたことはいちじるしく日本政府をエンバラスしたことは疑いないと述べたところ、「ロ」は軍政長官はよきケーラスをもつていたと思うが、まったく独断でそのよかれと思う措置をとつたため、国務省さえもわざかに前日に事態を知らされたほどである。さもなければ事前に充分に途をペーヴし、日本側とも連絡して事態が不當に報道されることを避け得たるべく、自分らも遺憾に思つてゐると答えた。

よつて本使から、当時日本側は米側に對しなんらのリブレゼンテーションを行わなかつたことは日本側が現地責任者のやり方に遺憾を感じていなかつたからにはあらずして、あの際に日本政府より米側になんらかの申入れを行うことは、だんに米政府をエンバラスするのみで、問題の建設的解決に寄与せずと考えたからで、この点は米側も充分わかっていただきたいと述べ

(第六六七号の四)

電信写

たところ、「ロ」も日本政府の考慮は米側としても深くアブリシエートするところであると答えた。

さらにより先般貴次官補は、自分に対し沖繩に関するモーダス・ヴィヴェンディルを考えるべからずといわれ、その意味はあきらかでないが、米側は沖繩において、日本政府に対するシリティーシヨンを避ける各般の措置をとることができると思ふ、たとえば(1)沖繩の最高責任者として文官を任命し、軍人がミリタリー・ディクテーターとして君臨しあるがごとき様相を是正することもできようし、(2)地代の支払様式も研究できよう(3)農民から土地を接収しおきながら軍用にも使用せざるもの相当面積ある由につき、これ等を整理すれば農民もよろこぶべく国旗掲揚の問題もあるべく、(4)一例なるも狭小の沖繩にゴルフ・コースが三つもある由なるも一つ位いに止めて、他は農民に返還し、米軍人がゴルフをやりたければ日本に行けば日本側

外務省

外務省

(第六六七号の五)

電信写

は歓迎すべし、現地の民政長官としては軍の志氣昂揚を図ることは最高の使命故、厚生施設が多ければ多いほどよろしき理なるべくも、視界を広めればこの考え方は日米双方のために不健全なりといわざるを得ずと述べた。

右に対し「ロ」は基本的な考え方については全然同意なり（I can't agree more）たゞの最高責任者を文官とすることがはたして適当であるか、また日本に対する感触上よろしきや、自分は若干の疑問を有す。なんとなればかかる文官はボリティカル・アボインティーとなる公算多く一度任命された場合、不適任と判明しても、なかなか取除けない（国務省の役人を任命し、不適任とわかれば電報一本にて転任せしむ得るにあらずやと質問したところ、軍政官が文官となる場合、彼は外交関係を扱う役人ではないので、國務省外の省から任命される公算多しと答えた）。一方米側は昨年岸総理に御説明せるごとく、軍事的必要

(第六六七号の六)

電信写

に基づき沖縄を使用しおる次第にて、軍人が最高責任者として存在することは自然なるに対し、かりに文官をこの地位に任命せば、米国の軍事上の必要と無関係に沖縄に腰をすえることに決めたといふ悪宣伝に乗せられるおそれあり。この点さらに慎重に検討したいと思う。また軍人は視野が狭く、軍の厚生のためにのみとられる政策が必ずしも日米の国交と一致しないことを御説の通りである。自分等としては過般のにがい経験にもかんがみ沖縄の問題は軍事問題である故、当然国防長官が発言権を有するが、それがいちいち敏感に日本に影響をおよぼし、ひいて日米の国交に影響をおよぼし来る外交問題でもあるので、國務長官にも積極的な発言権を持つてもらい、大統領を加えた三者にて政策を吟味して実行に移すこと然るべじと考へてゐる

と答えた。

五 最後に本使より、くどきよらなるも昨年首相および外相來米の

外務省

(第六六七号の七)

電信写

際も日本政府は基地を返還せよなどとは要求せず、基地の使用を認めつつ、ただ米側が日本に対するイリテーションをでき得る限り少なくするよう注意を喚起した次第と了解している。最近の沖縄立法院の選挙で民連が大きく進出したとなれば米国はunder fireで讓歩をすることとなり、到底かかる讓歩を行ひがたき理なるべく、事態はしからざるにつき米側としては比較的きやすく問題を論じ得るわけなるべく、この際は米国にとり沖縄問題を研究する絶好の機会なりと存ずと述べたところ、
「ロ」は御説明はよく分かつて、この時期がよい機会であるといふ貴見にも同意である、折角研究を急ぐことと致したい。ただ自分としても率直に言わしてもらいたい点あり、米国が日米間の摩擦を少なくするため沖縄においていかなる調節を行つても日米間に摩擦を起させることを利益とする分子は、あらゆる口実を捉え小問題を大げさに取上げて日本政府を攻撃することを

外務省

(第六六七号の八)

電信写

あきらめないであろうし、それが彼等の狙いであらうから、米側の意思が友好的、合理的なりと納得されたならば日本政府も腰を据え、かかる分子の策動に対し徹底的に対処する態度をとらることが望ましく、米側が協力してくれれば沖縄で問題がなくなり、左翼にハラスされることもなくなるうと考えるとせば極めて安易的であり、非現実的であるといはざるを得ないと付言していた。

双方とも本日の会談はまったくのパーソナル・ベースで行われたものであることを確認して会談を終つた。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、亞、米、情各局長、米参、亞、米

外務省

電信写

A 13.0.0.7-1-2

昭和三三・六・九・五二 暗 ワ・シ・ントン 四月一六日一六四五発 米一

省 一七日〇六三五着 亞一

藤山大臣

朝大海大使

第八六六号（大至急）（館長符号振）

（沖繩土地問題につき対米申入れに關する件）

本使当地時間十七日午後四時ロバートソンと会談する一応の予定なるところ、沖繩土地問題については日本政府として米国政府に對しなんらかの申入れをなすことの可否ならびに申出をするとすれば、その時機、方法、内容等につき種々機微の關係あることと存ずるにつき、本使がロバートソンと会談の際本件に言及し、なんらわが方の意向を表明しあくことを可と判断されるならば、本使として心得べきこと大至急御回電ありたい。

（了）

配布先
大臣、次官、官房長、亞、米、情各局長、亞參、米參

外務省

記帖了

ついては貴使の「ロ」との会見に際しては日本政府は奈次
米側の指證を歓迎するものであり、沖縄島民の多数は軍用地
の使用そのものに反対しある次第にあらず、問題は使用の方
法によるものであるので米政府が島民の希望をいれ質問等と
することにより事態收拾をはかることを希望するとの趣旨を
述べ本件に関する國務省の基本的考え方、開防省およびコン
グレスの態度、再領事の結果何時交渉論に達することを目途
としあり等の点を打診し結果回答ありたい。

電信寫

米國三重次大
事官長實臣

A 3,0,0,7-1-2

在アメリカ合衆國	昭和二十三年四月一七日一五時〇分
朝 海 大 領	主
山 大 國	管
食長符號板	主
(沖縄軍用地問題)	管
第五九一号(副長符號板・大至急)	主
黄電第八六六号に關し	主
本件に關しては米側本一括払を中止し、軍用地賃貸を再檢討する旨要請せると共に是下の内政上の諸事情よりもそれを欲願しむる次第である。	主
今後の対策としては近く本大臣より在日米大使に對し本件に關連せる内政上の立場を聞くと既明し一括払を止め賃貸借契約によるより非公式印入れを行うことを考慮中である。	主

記帖了

電信写

11,0,2,109

11

昭和三三

六六九九九九八九

暗
本

四月一八日〇一〇〇発

米一
省
一八日一六〇六看、

廢山大臣

朝海大使

記帖了

貴電第五九一號に關し

(沖繩軍用地問題に關する件)

第八八三號

一十七日ロバートソンと會見、本便より那霸現地の日本新聞記者は十二日「一括払中止の発表で沖繩島民は、これは島民の意思が米側に尊重され出したことを意味するとして長い間のトンネルをやつと抜け出したような明るさを取り戻した」と報道しており、これは恐らく日本新聞にも大きなパブリシティを与えることとなるべく、かかる報道が米国に対しよき雰囲気を作ること

外務省

(第八八三號の二)

電信写

となる点につき注意を喚起したい、日本政府としては本件措置を歓迎するものであり、自分は訓令に基づき米側の基本的な政策を承りたいと思い参上せり、自分より先般貴次官補にお任せしたように、今次沖繩問題につき日米双方にとりイリテーティングな問題を解決するに適当な時期と思うし（往電第六六七号）、特に沖繩の穩健分子が一括払中止の請願につき日本政府なり、保守党に働きかけて来ておる点は米側として特に注意せらるべき点と思考すと述べて米側の方針を尋ねた。

右に対し「曰」は、本件一括払いはプライス勧告に基づき慎重考慮の結果実施せられるもので、土地所有者はなんら土地のタイトルに影響を及ぼされることなくして経済的にはまとまつた金を一時に所有し得るわけ故、何が故にこの有利な支払方法に反対なのか議会方面はじめ自分らとしても不思議に思いおれりしかも支払金額も極めて合理的であつて、ためにする者以外文

外務省

(第八八三号の三)

句をつける余地はない筈である、思うに宣伝により一括払で島民が土地の所有権を奪われるかの如き誤解を生じ、一部分子はこれにより沖縄の不安を助長せんとするものと思うが、かかる分子はいかに一つの問題を解決しようとも、他の問題を利用し混乱を起こさせようとするであろうから、アピールズするの無駄である、また貴使は一括払の中止を云われたが、一括払は中止せられたにあらずして、この方法によらんとする人のためには依然として途が開かれているわけであると述べた。

三、よつて本使より米側が一括払を可なりとする理由は詳らかにしないが、もしこの方法により地代をセーブし、その支払方法を簡便にすることが目的であるとするならば、かかる些少の利益のため広範な政治的友好關係を犠牲にしているものと批判せざるを得ない、また一括払はなるほど経済的には多少の利益があるかも知れぬし、またこの方法を希望する人もあると聞いてい

(第八八三号の四)

る、しかしこの支払方法によりタイトルを奪われぬと云う法律論に必ずしも納得していない人々があり、この気持は土地に愛着を持つ垣元民の心理として単に誤解なりとは片付けられない、しかもこの気持なり、貴次官補のいわゆるコンフュージョンがありとしたならば、むしろこのコンフュージョンを是正し、事態を悪用せんとする共座分子の宣伝の誇ら風を奪い去ることが賢明ではなかろうかと申述べた。

四、右に対し「ロ」は、前回会見の際お話しした通り、自分も沖縄で困難な事態を作ることが日米關係に悪影響を及ぼす恐れあることは承知しているつもりである、貴使の言われた如く立法院の選挙の結果、米国が under fire でなく、この問題を論議することは時宜に適していると思う、一括払い差止めもかかる考慮から出ている次第で、日下国防、財務省等関係方面と慎重連絡中であり、自分らは日本側の述べられた趣旨は十分に考慮する

(第八八三号の五)

電信写

と言うことを確言する次第である。勧説は相当に進んでいたからいすれ成案を得るものと思うと答えた。

よつて本使より、それは縦縛である、しかし貴次官補はあれだけ高い地代を払つてゐるのに文句を言うと不平を述べたが、米側が自分独りでよかれと思つても島民はしきく感ぜず、遂に解説することもあるべく、日本人の心理はまだ米国人と異なる故、右成案ができたならば、自分は協議してくれとはいわないが、インフォーマルにても米側より成案を日本側に事前に内示され、われわれの意見を聞かれることが、日米関係の上より好ましいことと思考すると述べたところ、「ロ」はそれは縦縛を示唆して米側としても異存なきにつき左様取計らうことと致したいと答えた。

(続)

外務省

(第八八三号の六)

電信写

五ついで本使より、沖縄のコミツシヨナーを文官とする問題に言及し、その後の研究結果を尋ねたところ、「ロ」は文官を任命するとせば、かかる文官は内務省の指揮に服すべく、かつボリティカル・アボイントとなる公算強く、一たんかかる人が任命せられると不適任と判つてもなかなか取除けない、一方軍人の方は不適任ならば簡単に更迭し得る、よつて問題は個人の適否如何にあり、制服着用の如何ではないと述べたので、本使よりしかばかる軍人のコミツシヨナーの下にもしくはコミツシヨナーと同様に話のできるが如き高級の外交官を任命することは適當なるにあらずや、沖縄問題は日本にとっては対米外交中第一番の政治問題であり、この処理如何が日米の關係に影響を及ぼすものと判断して、日本側は外務省が問題を専管し、常にトツプ・レベルの考慮がなされてゐる、この点も米側に指摘せざるを得ないと述べたところ、

外務省

(第八八二号之七)

電信写

「ロ」は既に國務省員が現地に駐在しゐると答えたので、本使よりこれ以上は米国の内政問題にて差出がましくなる故申さざるも、要は沖縄問題を外交的見地より検討してもらいたき、日本側の氣持なりと繰返したところ、「ロ」はそれは同感にて國務省としても、沖縄問題の処理が日米關係に及ぼすレバカツションを考慮して、常に國心を弘い行きたい方針なりと答えた。

六ついで本使より土地問題に限らず沖縄におけるイリエーションを避けるため、日本側としては若干の希望を有しあれり、真に軍用に必要なれば日本側はこれを提供するにやぶさからざるべきも、先般当地に来たれる淵上代議士一行の話にてば、全く軍用として使用の可能性なき土地をも接收しめる田にて、これらは整理しても米側に少しも差支えなきにあらず

外務省

(第八八三号の八)

やと述べたところ、「ロ」は同席の日本課長とも協議した上、自分らの最近の報告によれば、不専土地は少しなき程度に整理しある田なりと答えたので、本使よりも自分の情報のソースも沖縄にて、しかも、日米協力を主張する議員故問題なしと思ふも、これは事実問題故米側にて調査の上、もし不用の土地を発見せば返還を考慮せられたし、要するにこれらの点にて日本側には平素より若干の希望あり、よつて更に整理のモナリを提示することとしたきところ美存あるべきやと尋ねたところ、「ロ」は美存なし、實使の云わる如くインフォーマルな希望事項ならば關係方面との折衝の参考資料として受領いたすべしと答えた。

配布先 大臣、次官、書房長、亞、米、情各局長、亞參、米

參、總、軍械、水兵

外務省

電信写

A'3, 0, 0, 7-12

昭和三三・七〇〇〇 平 ワシントン 四月一八日〇一〇〇発米
本 省 一八日一五五七着一

藤山大臣

朝海大使

電信写

第八八四号

(朝海大使の記者団との会見に関する件)

、十七日ロバートソン次官補との会談後、本使の当地日本人記者団との会見における発言要旨左のとおり。

(1) 沖縄土地問題について、最近ダレス長官記者会見における発言の次第もあり、本問題に対する米国政府の見解を質すこと、が本日の会見の主目的である。

(2) 沖縄問題について、米国政府当局者と意見の交換を行つたことは駐米大使として当然の任務であるが、本日の会談において土地問題につき言及することについては、本國政府承認済である。

外務省

(第八八四号の二)

ある。

(1) 本日の会談において、本使より沖縄現地における状況に関する観察を述べ、今回米国政府がとつた一括払い一時停止の措置は、沖縄住民ならびに日本政府の歓迎するところなる旨を述べると共に、本問題に対し米国政府が慎重なる考慮を払うよう強く要望した。

(2) 右に対しロバートソン次官補より、本問題に対する米国政府の見解を述べると共に、日本政府の要望をテークノートし、自下米国政府関係機関の間において慎重なる考慮が払われて、いる旨を答えた。

二、本日の会談後、衆人記者よりの質問に対しては前記二と同趣旨を答えると共に、沖縄住民の大半數は、軍事基地そのものに反対しあるにあらず、問題は土地取得手続に存する旨を述べておいた。また本日の会談は、本問題についての日本政府の

外務省

記帖了

(第八八四号の三)

offices を意味するものなりや、あるいは negotiation なり
やの質問に對しては、右のいずれにもあらず、沖縄に對し潛在
主權を有する日本として、同地に關連する問題についてその見
解を表明することは当然のことなりと答えておいた。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、局部長、次參、總、副總、一二
米一二經總、商、調、二五總、協、情二二審、大阪

電信写

電信局 印

外務省

昭和三三 七〇七三 暗

ワシントン 四月一八日二〇四〇発 米一
本省 一九日一、五五着

藤山大臣

朝海大使

(沖縄土地問題に關する件)

記帖了

第八九九号
往電第八八三号ならびに實電第六〇七号に關し
土地一括払い問題以外の問題についても國務省には事態改善の
努力をなさんとする機運動きおることは隨時御報告のとおりであ
り、かつ冒頭往電三の次第もあり、この機會に一括して問題を取
上げることも一策かと存じおるところ、もし本件を当地において
も交渉することしかるべきとの御意向ならば何分の儀御回示あり
たく、なお問題はできる限り具体的に取上げることが肝要であり
例えば不要土地返還についても具体的にこれを指摘せざれば冒頭

外務省

電信写

(第八九九号の二)

往電三の如き押し問答に終るべく、また教育権問題についても國務省當局は教育権とは具体的になだお意味するやに疑問を有しおる次第もあり、これらについての参考資料をもあわせて御回報相成りたい。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、直、米、情各局長、直參、米參、
總、直二參一、二

外務省

要写 3 部

記録分類

A'3.0, e. 9-10d

沖縄軍用地問題に関する太田の在日米大使への
申入案

井上四十七 時参

本日は沖縄の情勢につき非公式にお話したい、本大臣がこの問題に言及するのは決して沖縄における米国の施政に干渉するとの意味ではないことは充分諒解されることと思う。

先日も沖縄より社大党代表が軍用地問題に関する陳情のため来訪し、貴大使も会見された由であるが、沖縄は日米間の機微な問題であり沖縄の情勢が悪化すれば直ちに日本の内政に影響して保守政権の立場を困難ならしめ又日米関係に悪影響を及ぼすこととなる。

軍用地問題は複雑であるが沖縄は農業地帯であり日本内地の類似の地域以上に人口ちゅう密なところに問題がある。最近の陳情団も述べていたが、島民の多数は米軍による土地使用それ自体に反対し

ているわけではなく使用の形式及び条件につき不満をもつてゐる次第である。この点に關連し日本政府は米国政府が一括払を中止し軍用地政策を再検討するとの最近のムーア声明を歓迎するものでありその間貴大使の払われた努力に対し深甚な謝意を表するとともに貴大使がその内容を事前に内報されたことを感謝する。島民が一括払によらず、賃貸借による軍用地の使用を米軍当局に要請していることは御承知のとおりで、米国政府が島民の希望を考慮して例えれば五カ年間の賃貸借契約の制度を採用すれば沖縄の事態は改善されひいては日米関係の緊密化にも資するところ大なりと考えられる。勿論五年後賃料の交渉を行うことは米側としても不便且不安があることは容易に想像し得るところであるが賃料決定のための特殊機関の設置等の方法があるのでないかと思われる。この点はいずれ事

務当局よりその研究の結果を御参考までに通報させることいたし
たい。

以上沖縄軍用地の問題に言及したのは日米関係の大局を考慮する
からであり右趣旨をよく諒解され本大臣の意のあるところを本国政
府に御伝達願えれば幸いである。

なお日本政府が総選挙を控えており本件が内政に微妙な影響を与
えるものであることは既に述べたとおりであり、米国政府が本件を
再検討し何時頃結論に達し且新方針を公表されるかについては多大
の関心を有せざるを得ず、今後出来る限り米政府部内の再検討の進
行状況につき内報を得たく又何等かの方針が決定される際は是非事
前に通報を願いたいと思う。

なお内政上の考慮もあり本日沖縄軍用地問題につき貴大使に非公

式申入れを行つたという事實のみについてはこれを公表したいと思
うので右御諒解を得て置きたい。

高別院中止宣言及支拂「宣傳料」付立方の
 特殊機関「支拂」(は)以降斯る委員會の
 支拂を擇出し之は反つて根本(おもと)の主
 体へ一々の問題を抱え入る事無く在り
 萬物の外、爰(そ)處當り其の会議内容
 外す二三之處。

高別院事務局に於ける非公可連絡を維持する事
 ある。

電信案(乙)

外務省

要写 3 部		高別院 A 3.0.0. 19-1-2	
記録分類			
電信課長	主管	宛	電信係
	半島長老会	在米	松
電信案(甲)	件名	朝海大使	主案
	冲縄土地開拓局事件	琉球大使	任長
外務省	時 平略	六〇七	發
	第	廿四	案山大使
	号	廿四	長原
			85
	昭和三十三年四月八日起案者	昭和三十三年四月八日分發	D
	電送第 05857 号	昭和三十三年四月八日前後 15 分發	
	回覧番号	65	
記帳了			

電信写

昭和三三八二八一暗

ワシントン五月八日一七二〇発米

本

省

九日〇七〇七着參

藤山大臣

朝海天

大

記

(沖縄土地問題に關する件)

第一〇二二号(館長符号接)

貴電第六八八号に關し

一、八日國務省マーチンは安川に対し沖縄土地問題を關心左のとおり内話した趣である。

二、國務省としても再検討の結果、一括払いの現状に逆戻りするが如き場合の現地ならびに日本国内の世論が現在より更に悪化すべきことは承知しており、折角努力中であり、國務省としては一括払い方式と短期賃貸契約方式へ期間は五カ年なりやとの質問に對しては、確定はしていないがほほその見当であると答えた

外務省

(第一〇二二号の二)

電信写

た)のいずれかを倘々の地主に選択せしめるとの方針を決定し、草側も関係部局が全部固まつたわけではないが、大体右の同説する見込である。賃貸契約の期間満了後、その更新を地主が拒否することについての懸念がないわけではないが、終極的には草が強制收回権をもつていてることでもあり、賃貸契約という形式をとる以上、理論的には地主側に契約更新の拒否権が存する形となつても致し方ないと考えている。以上いまだ最終的な結論に達しているわけではなく、いずれにしても正式決定は沖縄地代表の衆議院後に来る予定である。なお土地の評価ならびに賃貸料も再検討の対象となつており、これについても現地代表の言い分を聴取することとなつてゐる。

三、現地側は一括払いの廃止と五カ年の賃貸契約を主張しある趣なるところ、前記の如く両方式の選択となつても、少くとも今後の土地取得分については地主全体が賃貸契約を選べば一括払い

外務省

(第一〇二二号の三)

電信写

既に一括払いを受諾した分についてもこれを實質契約に切換えることを主張しめるものなりや否や、これに対する政府の御見解と共に当方参考までにお知らせ願いたい。なおマーチン内閣は外部は勿論、現地米大使館側にも御引用なきよう願いたい。

(了)

國布先 大臣、次官、官房長、鹿、米、情客局長、眞參、米參、

總、並一

外務省

電信写

昭和三三 元ニ西ニ 暗 ワシントン 五月二三日一八二〇発 米参
本 省 一二四〇八五四着

朝 海 大 使

藤山大臣
(沖繩軍用地問題に關する件)
第一一六四号

賃電第七西六号に關し

二十三日國務省マーチンが安川に内話したところ左の通り。
(一) 還押剤そのものにつきても、まだ最終的に決定した次第ではないが、還押剤をとる場合、賃貸借方式には復元義務を含めしめるとの考え方である。
(二) 議会方面も現行制度が不評であることは充分承知し、何らかの解決策が必要であるとの考え方であるから、政府側の決定に対し、議会の意向が強い障害になることは予想していない。

外務省

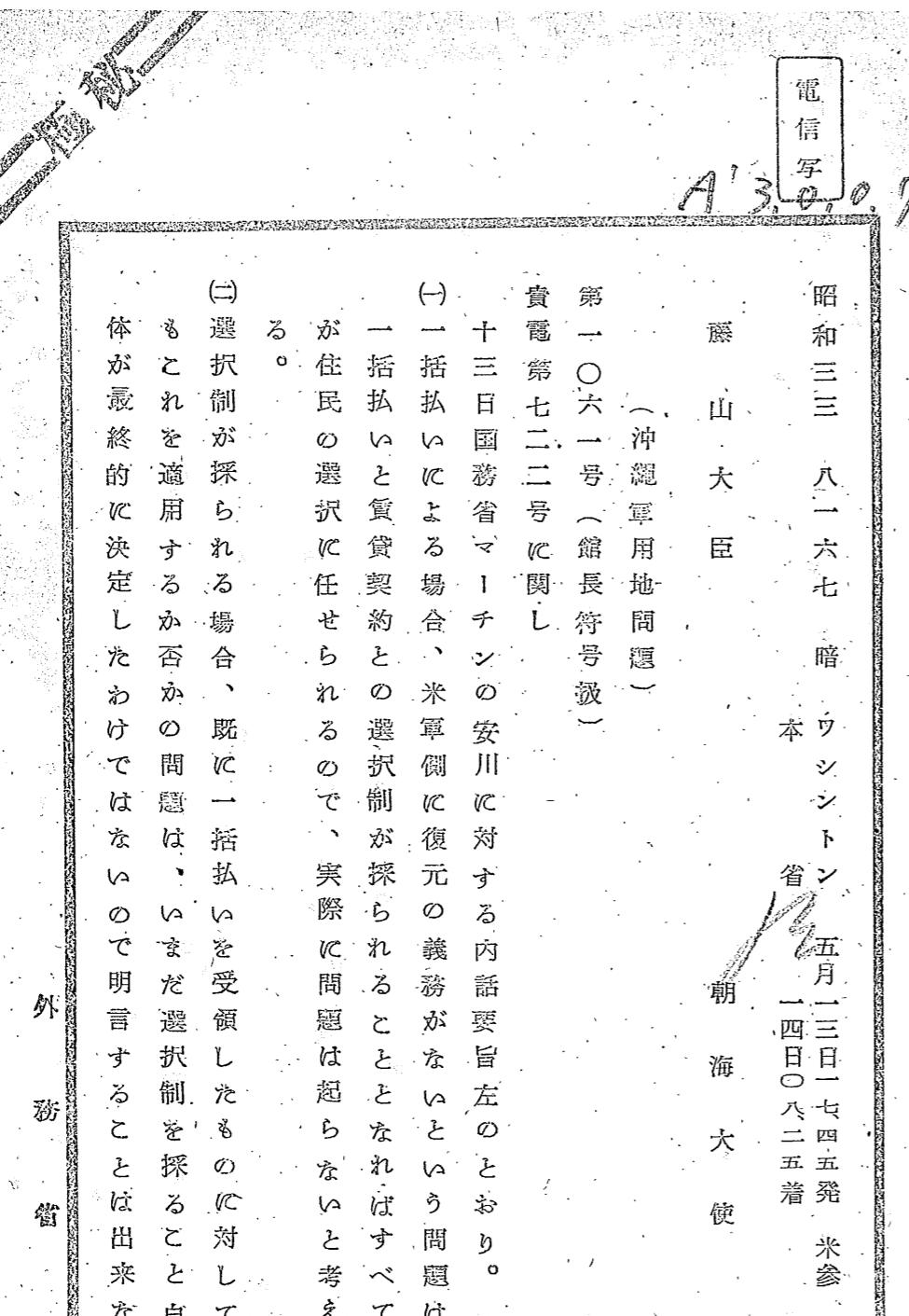
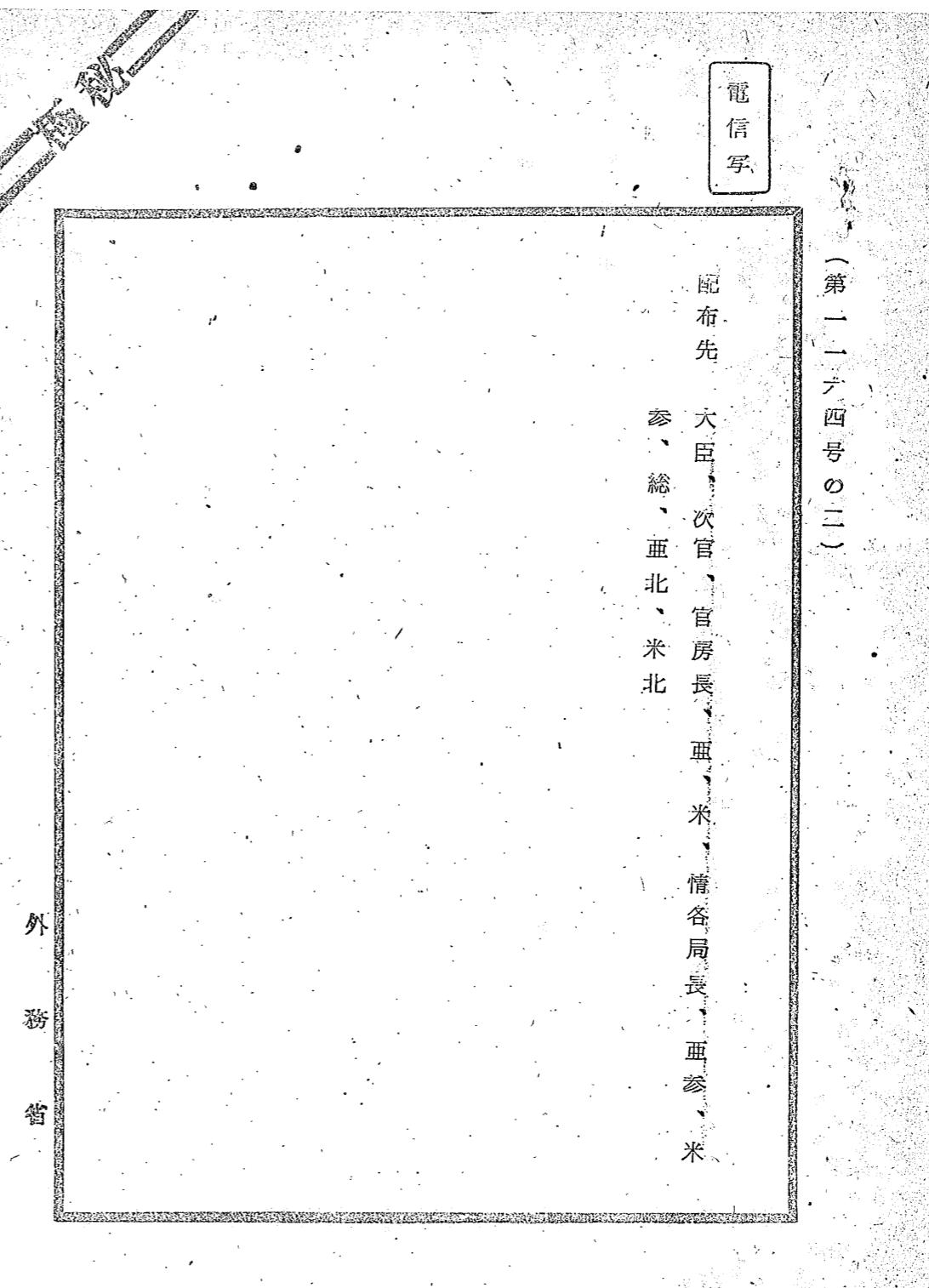
(了)

記帖了

(第一二六四号の二)

電信写

配布先 大臣 次官 官房長 亞米 情各局長 亞參米
參、總、亞北、米北



(第一〇六、号の二)

電信写

いが、すべての地主を公平に取扱う意味で既に一括払いを受領した地主についても、賃借契約を希望する地主よりは受領金額を返還せることにより（全額返還不可能のものについては不足額を爾後の賃貸料と相殺することにより）賃貸契約に切替え得る道を講すべきであると考える。技術上大して困難であるとは考えない。

（三）土地裁判所が地主よりの訴えに対し決定を下す前に、現地住民の代表から成るなんらかの機関の意見を考慮に入れると、い考え方は、来米を予定されている現地代表からそのような希望が表明されれば考慮の余地があると考える。

（四）不要土地の返還と新規接收の問題については、現在沖縄における軍事施設があまりに分散しているのでこれをもつと集約することが検討されている。この方針を実行すれば全体としての軍事施設の面積は減少するであろうが、部分的には新規接收を行

外務省

（第一〇六、号の三）

うことも同時に必要となつて来るを得ない。いずれにせよこの問題は各種の戦略的考慮が含まれて来るるので、具体的結論を出には相当長期間の検討が必要であると考えている。

電信写

配布先 大臣、次官、官房長、亜、米、情各局長、亜参、米参、
総、亜北、米北

外務省

電信写

昭和三三・九八八二 暗 ワシントン 六月三日一七四〇発

本省 四日〇九一〇着 米参

藤山大臣

朝海大使

(沖繩軍用地問題に関する件)

一二三九号

往電第一一六四号に關し

二日國務省マーチンは安川に対し、その後の米政府部内の検討の進展状況に關し、いまだ事務的にも幾多の問題が未決定のまま残されて、いるが、基本的には一括払いと賃貸借契約の選択制にすべきかあるいは一括払いを廃止して賃貸借契約一本とすべきかの問題と、賃貸借契約の期限を何年とするかの問題にしばられている。選択制をとる場合に既に一括払いを受領した地主に対しても、選択の機会を与えるべきことは当然のことと考えていた旨内話した。

外務省

(一二三九号の二)

する國防当局の意向を打診に努めたところ、発言は極めて慎重であり、具体的になんらのインディケーションも得られなかつたが、同人の私見として、本問題は現地住民の支持を獲得するという政治的な面と、沖縄における軍事的任務遂行に直接責任を有する作戦当事者の考え方をいかに調整するか問題であると語り、直接の軍当事者は依然として從來の政策変更に対し相当強い抵抗が存することを示唆していた趣である。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、亞、米、情各局長、亞參、米參、総、亞總、北、米北、保

外務省

記録了